



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 1
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（雇用労政課） 2
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（観光企画課） 3

告 示

- 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程及び社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示（青少年・児童家庭課） 4
- 交流推進課旅券センター北部分室設置運営規程の一部を改正する告示（交流推進課） 5

訓 令

- 沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員設置規程（福祉・援護課） 5
- 学習指導嘱託員設置規程（青少年・児童家庭課） 6
- 沖縄県母子福祉協力員設置規程（青少年・児童家庭課） 7
- 沖縄県婦人相談員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） 8
- 沖縄県立看護大学教務支援嘱託員設置規程（医務課） 9
- 後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（国保・健康増進課） 10
- 国民健康保険指導監査専門医設置規程及び国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（国保・健康増進課） 10
- 沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令（国保・健康増進課） 11
- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（薬務衛生課） 11
- 沖縄県県外求人開拓推進員設置規程の一部を改正する訓令（雇用労政課） 12
- 沖縄県雇用推進員設置規程の一部を改正する訓令（雇用労政課） 12
- 沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令（観光振興課） 13
- 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課） 13

規 則

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第35号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「（沖縄県特別自由貿易地域の区域内の土地の減額譲渡に関する条例（平成19年沖縄県条例第60号）に基づく土地の取得に要した経費を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第36号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

「

電気通信工事科	1年	25
---------	----	----

」を「

電気工事科	1年	5
-------	----	---

」に改める。

別表第2 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

「

OA事務科	6月	25
造園科	1年	30

」を
「

OA事務科	6月	25
-------	----	----

」に改め、同表沖縄県立

浦添職業能力開発校の項中

「

OA事務科	6月	30
ITビジネス科	6月	25

」を
「

OA事務科	6月	30
-------	----	----

」に改める。

別表第3 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

「

沖縄県立具志川職業能力開発校	普通職業訓練	短期課程	ファッションデザイン科
			介護サービス科

」を
「

沖縄県立具志川職業能力開発校	普通職業訓練	短期課程	造園科
----------------	--------	------	-----

」に改め、同表沖縄県立

浦添職業能力開発校の項中

「

沖縄県立浦添職業能力開発校	普通職業訓練	短期課程	造園科
			観光プロデュース科

」を
「

沖縄県立浦添職業能力開発校	普通職業訓練	短期課程	観光プロデュース科
---------------	--------	------	-----------

」に、
「

--

」

			調理科
			プログラミング科

を

			調理科
--	--	--	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第37号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第 2 条 条例第 5 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第 5 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

第 3 条 条例第18条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 体育施設の利用状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第 4 条 この規則で定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

奥武山総合運動場の体育施設の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
 - 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
 - 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 - 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
 - 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

告 示

沖縄県告示第225号

独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程及び社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程及び社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示

（独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程の一部改正）

第1条 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程（昭和51年沖縄県告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人が補給金の交付を受けようとする事業年度の前事業年度の決算において、法人の社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日付け社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」）に基づく会計基準。以下この項において同じ。）第15条第2項に規定する次期繰越活動収支差額の額が、法人の社会福祉法人会計基準第10条第2項に規定する経常的な事業活動による収入の額に4分の1を乗じて得た額を超える場合は、法人に補給金を交付しない。

（社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部改正）

第2条 社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示（平成14年沖縄県告示第291号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成23年4月1日以後における利子補給金の交付額）

- 6 第2項に規定する利子補給金のうち、老人の福祉を図ることを目的とする施設以外の整備費として借り入れた借入金に対する平成23年4月1日以後に交付する利子補給金は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）が当該利子補給金の交付を受けようとする事業年度の前事業年度の決算において、法人の社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日付け社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」）に基づく会計基準。以下この項におい

て同じ。)第15条第2項に規定する次期繰越活動収支差額の額が、法人の社会福祉法人会計基準第10条第2項に規定する経常的な事業活動による収入の額に4分の1を乗じて得た額を超える場合は、法人に交付しない。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県告示第226号

交流推進課旅券センター北部分室設置運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

交流推進課旅券センター北部分室設置運営規程の一部を改正する告示

交流推進課旅券センター北部分室設置運営規程（平成5年沖縄県告示第782号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「観光商工部交流推進課長」を「文化観光スポーツ部交流推進課長」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第62号

福 祉 保 健 部

沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員設置規程

(設置)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護の決定及び実施に関する事務を適正かつ円滑に行うため、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県南部福祉保健所に沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員（以下「適正化調査員」という。）を置く。

(身分)

第2条 適正化調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 適正化調査員は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）の資産及び収入の状況の調査に関すること。
- (2) 要保護者に対する扶養義務の履行状況の調査に関すること。
- (3) 要保護者が他の法律に定める扶助を受けることができるかどうかの調査に関すること。
- (4) 前3号の業務に付随する業務に関し、所長が必要と認める業務に関すること。

(委嘱)

第4条 適正化調査員は、生活保護に関する事務について十分な知識を有し、かつ、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するものうちから知事が委嘱する。

- 2 適正化調査員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り、更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 適正化調査員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第6条 適正化調査員の勤務場所は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所とする。

2 適正化調査員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

3 適正化調査員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 適正化調査員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 適正化調査員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 適正化調査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 適正化調査員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、適正化調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 適正化調査員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、適正化調査員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第63号

福 祉 保 健 部

学習指導嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

学習指導嘱託員設置規程

（設置）

第1条 沖縄県中央児童相談所（以下「中央児童相談所」という。）及び沖縄県コザ児童相談所（以下「コザ児童相談所」という。）において入所している児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第3号に該当する者に限る。以下「入所児童」という。）の学習環境の充実に資するため、中央児童相談所及びコザ児童相談所に学習指導嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 嘱託員は、中央児童相談所の長又はコザ児童相談所の長（以下これらを「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 入所児童の個々の学力に応じた学習の指導に関すること。

(2) 入所児童の退所に向けた学習の支援に関すること。

(3) その他所長が必要と認める事項に関する事。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による普通免許状を有し、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有する者
- (2) 前号に規定する者と同様以上の能力を有すると認められる者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、中央児童相談所又はコザ児童相談所とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第64号

知 事 部 局

沖縄県母子福祉協力員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県母子福祉協力員設置規程

沖縄県母子福祉協力員規程（昭和49年沖縄県訓令第27号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県母子福祉協力員（以下「協力員」という。）の設置、勤務条件その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所及

び沖縄県八重山福祉保健所（以下「福祉保健所」という。）に、協力員を置く。

（身分）

第3条 協力員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 協力員は、社会的信望があり、かつ、母子及び寡婦福祉に関し見識と熱意を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 協力員の委嘱期間は、1年以内とし、2回を限度に更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

（職務）

第5条 協力員は、福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて次に掲げる業務を行う。

(1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条及び第32条の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。

(2) 担当区域内の母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

（報酬等）

第6条 協力員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第7条 協力員の1月の勤務日数は4日以内とし、勤務する日は所長が定める。

2 協力員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第8条 協力員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 協力員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 協力員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 協力員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

5 協力員は、職務執行中協力員であることを証する別に定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。

（解嘱）

第9条 知事は、協力員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

(1) 第5条に規定する業務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 協力員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（雑則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、協力員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第65号

知 事 部 局

沖縄県婦人相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県婦人相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県婦人相談員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「婦人相談員」を「女性相談員」に改める。

第1条中「第35条第1項に規定する婦人相談員」を「第35条第3項に規定する業務を行わせるため、女性相談員」に改める。

第2条中「沖縄県北部福祉保健所」の次に「、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所」を加える。

第7条第2項中「受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第8条第3項中「職務を」を「職を」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条第1号中「怠った」を「怠った」に改め、同条第3号中「なつた」を「なつた」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第9条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第66号

沖縄県立看護大学

沖縄県立看護大学教務支援嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県立看護大学教務支援嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）の円滑な運営を図るため、大学に教務支援嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置く。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、大学の学長（以下「学長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる業務を行う。

(1) 教務事務支援システムの管理及び運営業務に関すること。

(2) ホームページ及び学内情報機器の管理に関すること。

(3) その他学長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから知事が委嘱する。

(1) 前条の規定する業務に関する知識及び経験を有する者

(2) その他知事が適当と認める者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、大学とする。

- 2 嘱託員の勤務日数は1月につき16日以内とし、勤務日及び勤務時間は学長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その業務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県訓令第67号

福 祉 保 健 部

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程(平成元年沖縄県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ため、」の次に「福祉保健部国民健康保険課に」を加える。

第3条中「福祉保健部国保・健康増進課長」を「福祉保健部国民健康保険課長」に、「「国保・健康増進課長」を「国民健康保険課長」に改める。

第5条第2項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条第1項中「福祉保健部国保・健康増進課」を「福祉保健部国民健康保険課」に改め、同条第2項中「国保・健康増進課長」を「国民健康保険課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第68号

福 祉 保 健 部

国民健康保険指導監査専門医設置規程及び国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

国民健康保険指導監査専門医設置規程及び国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

(国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部改正)

第1条 国民健康保険指導監査専門医設置規程(平成11年沖縄県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ため、」の次に「福祉保健部国民健康保険課に」を加える。

第3条中「福祉保健部国保・健康増進課長」を「福祉保健部国民健康保険課長」に、「「国保・健康増進課長」を「「国民健康保険課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部国保・健康増進課」を「福祉保健部国民健康保険課」に改め、同条第2項中「国保・健康増進課長」を「国民健康保険課長」に改め、同条第3項中「第43号)」の次に「の規定」を加える。

(国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部改正)

第2条 国民健康保険医療給付専門指導員設置規程(平成13年沖縄県訓令第87号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ため、」の次に「福祉保健部国民健康保険課に」を加える。

第3条中「福祉保健部国保・健康増進課長」を「福祉保健部国民健康保険課長」に、「「国保・健康増進課長」を「「国民健康保険課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部国保・健康増進課」を「福祉保健部国民健康保険課」に改め、同条第2項中「国保・健康増進課長」を「国民健康保険課長」に改め、同条第3項中「第43号)」の次に「の規定」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第69号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 金 武 正 八 郎

沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食育推進本部設置規程(平成18年沖縄県訓令第72号・沖縄県教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境生活部長

第6条第5項第3号を削り、同項第2号中「国保・健康増進課長」を「健康増進課長」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境生活部生活衛生課長

第7条中「福祉保健部国保・健康増進課」を「福祉保健部健康増進課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第70号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

庁 内 一 般

教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 金 武 正 八 郎

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉保健部」を「環境生活部」に改め、同条第3項中「福祉保健部長」を「環境生活部長」に改める。

第6条第4項中「福祉保健部保健衛生統括監」を「環境生活部県民生活統括監」に改め、同条第5項中「福祉保健部業務衛生課長」を「環境生活部生活衛生課長」に改める。

第8条中「福祉保健部業務衛生課」を「環境生活部生活衛生課」に改める。

別表第1中「文化環境部長」を「福祉保健部長」に、「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

別表第2中「文化環境部県民生活課長」を「環境生活部県民生活課長」に、「観光商工部新産業振興課長」を「商工労働部新産業振興課長」に、「観光商工部商工振興課長」を「商工労働部商工振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第71号

知 事 部 局

沖縄県県外求人開拓推進員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県県外求人開拓推進員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県県外求人開拓推進員設置規程（平成12年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条を次のように改める。

（サービス）

第7条 推進員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 推進員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 推進員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第72号

知 事 部 局

沖縄県雇用推進員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県雇用推進員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県雇用推進員設置規程（平成12年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため、」の次に「商工労働部雇用政策課に」を加える。

第3条中「雇用労政課長」を「商工労働部雇用政策課長」に改める。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

(勤務条件)

第6条 雇用推進員の勤務場所は、商工労働部雇用政策課とする。

2 推進員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、商工労働部雇用政策課長が別に定める。

3 推進員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 推進員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 推進員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 推進員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「ほか、」の次に「推進員に関し」を加え、「観光商工部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第73号

知 事 部 局

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程（平成12年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「観光商工部長」を「文化観光スポーツ部長」に改める。

第5条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

(服務)

第8条 国際会議等誘致専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 国際会議等誘致専門員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 国際会議等誘致専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 国際会議等誘致専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第10条中「観光商工部長」を「文化観光スポーツ部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第74号

知 事 部 局

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

通訳・翻訳嘱託員設置規程（平成3年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「観光商工部産業政策課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長」に改める。

第5条第2項中「観光商工部交流推進課長」を「文化観光スポーツ部交流推進課長」に改める。

第7条第3項中「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員の勤務時間」に改める。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中に職務に専念しなければならない。

第10条中「ほか、」の次に「嘱託員に関し」を加え、「観光商工部長」を「文化観光スポーツ部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---